

既存住宅の購入

最終更新日 2021/8/13

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	既存住宅	他の補助制度との併用	他の補助金等と併用は可能ですか	<p>住宅の取得を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。代表的な補助制度との併用の取扱については次の通りです。</p> <p>【併用可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまい給付金 ・住まいの復興給付金 ・外構部の木質化対策支援事業 ・住宅ローン減税等の税制優遇 ・被災者生活再建支援制度 ・解体工事への補助 	2021/03/02
2	既存住宅	住宅	本制度の対象となる既存住宅とはなんですか	<p>本制度の対象となる既存住宅とは、2019年12月14日以前に建築され、売買代金が100万円（税込）以上の住宅です。なお、新築時期に関しては、不動産登記で確認します。</p>	2021/03/02
3	既存住宅	住宅	既存住宅を購入して、リフォームを行った場合、「既存住宅の購入」と「リフォーム」の両方を申請できますか	<p>既存住宅の購入とあわせて本制度の対象となるリフォームを行う場合、既存住宅の購入またはリフォームのいずれかのみ申請可能です。（両方を申請することはできません）</p>	2021/03/02
4	既存住宅	住宅	未登記の既存住宅を購入した場合、対象になりますか	<p>未登記の住宅は申請できません。本制度の対象となる既存住宅である新築の時期を、登記事項証明書で確認します。</p>	2021/03/02
5	既存住宅	登記事項証明書	登記事項証明書、表題部《原因及びその日付》の新築日に、日付の記載がありません。申請できますか	<p>登記事項証明書で、2019年（令和元年）12月14日以前に建築された住宅であることが確認できる場合は申請可能です。</p> <p>例1：表題部《原因及びその日付》の新築日の記載が、「平成31年（以前）不詳」、「余白」と書かれている</p> <p>例2：表題部以外で「所有権保存」等の手続きが令和元年12月14日以前に行われていることが確認できる</p>	2021/07/02
6	既存住宅	不動産売買契約	不動産売買契約を（夫婦や親子等）複数名義で締結する場合、誰が申請者になりますか	<p>購入者のうち、要件を満たす契約者の代表者（1名）が申請者となり申請してください。</p>	2021/08/13
7	既存住宅	不動産売買契約	既存住宅の売主に指定はありますか（個人間売買の既存住宅も対象になりますか）	<p>特に指定はありません。ただし、売主が宅地建物取引業者ではない場合、追加工事交換は利用できません。（発行されたポイントは商品交換に利用可能です）</p>	2021/03/02
8	既存住宅	住民票の写し マイナンバーカード	住民票の写しや、マイナンバーカードを提出する際に個人番号（マイナンバー）の記載は必要ですか	<p>個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。提出された書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、事務局（受付窓口含む）は個人番号（マイナンバー）を塗りつぶします。</p>	2021/04/01